

静岡県におけるホームレスの 自立支援等に関する推進方針

(平成31年4月)

静岡県

静岡県におけるホームレスの 自立支援等に関する推進方針

目 次

第 1	策定の趣旨	1
第 2	ホームレスの定義	1
第 3	ホームレスの現状.....	1
	(1) 全国のホームレスの状況	
	(2) 県内のホームレスの状況	
	(3) 生活実態調査の結果（全国／平成 24 年調査）	
	(4) 県におけるこれまでの取組内容	
	(5) ホームレスの傾向	
第 4	各機関の役割と連携.....	11
	(1) 各機関の役割	
	(2) 推進体制	
第 5	推進方策	13
	(1) 生活に関する相談の実施	
	(2) 就業機会の確保	
	(3) 安定した居住場所の確保	
	(4) 保健医療の確保	
	(5) 個々の事情に応じた支援	
	(6) 未然に防止するための支援	
	(7) 生活保護等の実施	
	(8) 人権の擁護	
	(9) 良好な生活環境の確保	
	(10) 民間団体との連携	
	(11) 地域福祉の推進	

第6 推進方針の管理	20
(1) 推進方針の期間	
(2) 進捗状況の管理	
(別表1) 静岡県ホームレス自立支援等推進協議会	
(別表2) ホームレス自立支援等地域推進会議	
資料 ホームレスの自立支援等に関する推進方針の施策体系	22

静岡県におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針

第1 策定の趣旨

「静岡県におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針」（以下「推進方針」という。）は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年8月7日法律第105号。以下「特別措置法」という。）及び国の基本方針である「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、本県において自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が抱える人権、就労、居住場所等の諸問題の解決のための方策を定め、これらの施策を関係機関の連携の下に総合的に推進することにより、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、ホームレスになることを防止することにより、地域社会におけるホームレスに関する諸問題の解決を図ること（以下「自立支援等」という。）を目的としている。

県では、平成17年3月に推進方針を策定、平成21年3月及び平成26年3月に推進方針を改正し、関係機関及び民間団体と連携の下、ホームレスの自立支援等に取り組んできた。

平成27年4月1日から生活困窮者を対象に包括的な支援を実施する生活困窮者自立支援法（以下「支援法」という。）が施行された。ホームレスの自立支援等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に支援法に基づき実施することになった。

この間の様々な施策の実施により、ホームレス数は平成30年1月調査では84人となっている。

このたび、県では、推進方針に基づき、国が、支援法の成立を受けて、平成30年7月に基本方針を改正したことを踏まえ、必要な見直しを行ったものである。

また、県では、ホームレス自立支援等の取組を進めており、目標達成に向けて各関係機関と連携しながら幅広い分野にわたる施策を総合的、かつ、計画的に推進していく。

第2 ホームレスの定義

この推進方針において、ホームレスとは、特別措置法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」をいうものとする。

第3 ホームレスの現状

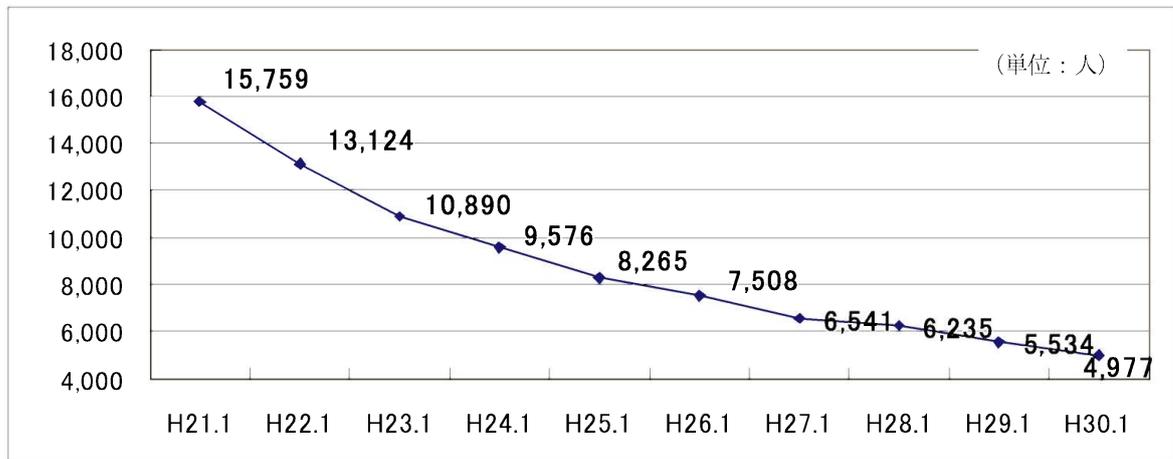
基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、毎年「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」が実施されている。

平成30年1月に行われた調査の結果は(1)及び(2)のとおりである。

(1) 全国のホームレスの状況

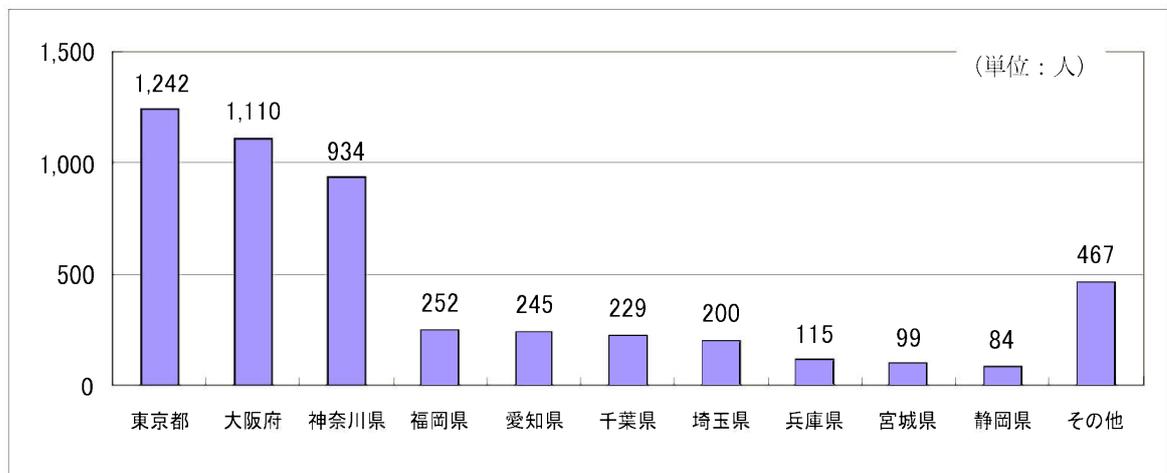
ア 全国のホームレス数

全国のホームレス数は減少傾向にあり、平成30年1月には、4,977人のホームレスが確認された。



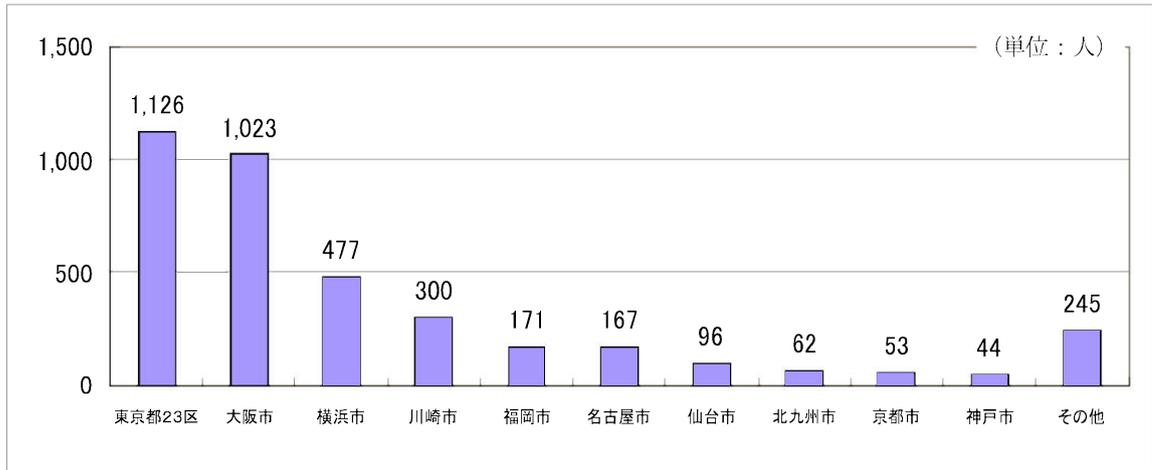
イ ホームレスの多い都道府県

ホームレスは、東京都や大阪府など都市部に集まる傾向にあり、本県は全国で10番目に多い。



ウ ホームレスの多い指定都市等

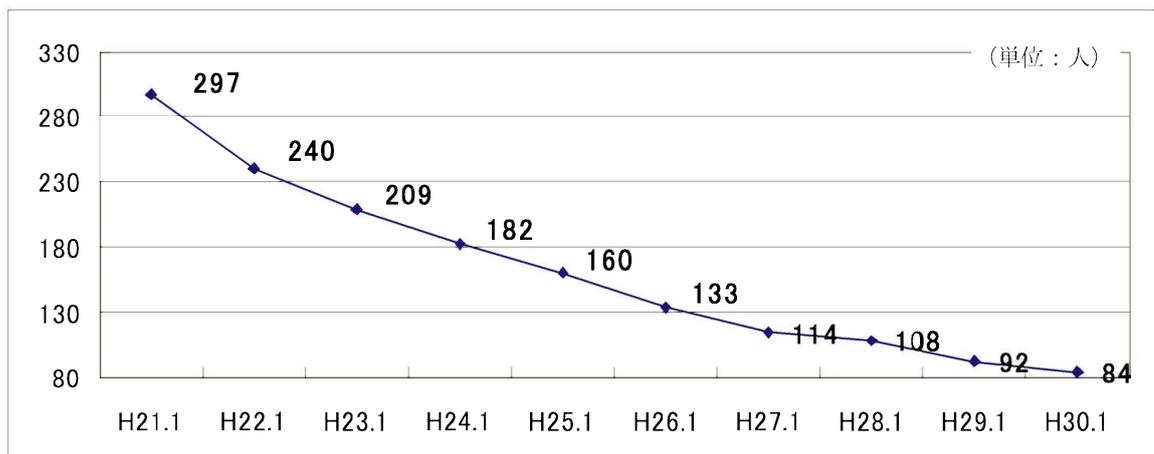
東京都や大阪府に多くのホームレスが確認されているが、その中でも大阪市や東京都23区などの都市部に集中している。なお、県内では浜松市が21人で15位、静岡市が14人で19位となっている。



(2) 県内のホームレスの状況

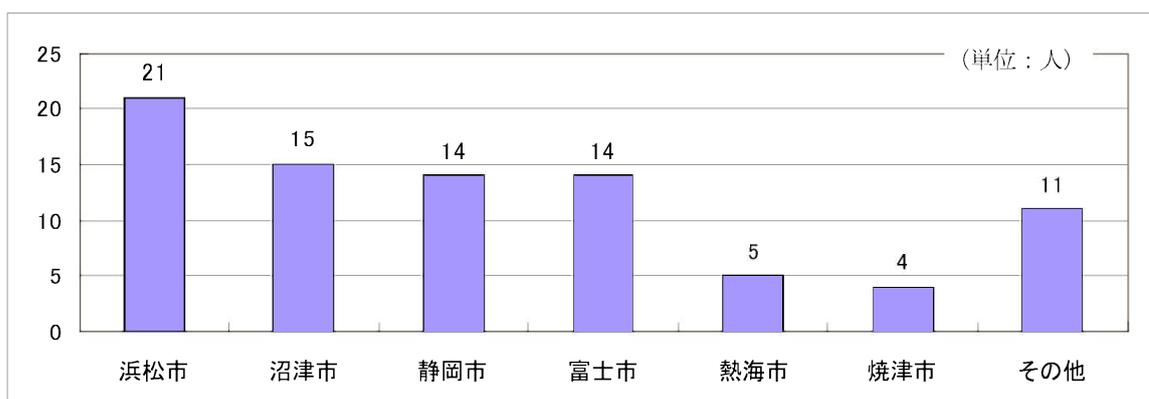
ア 県内のホームレス数

県内のホームレス数についても減少傾向にあり、平成30年1月に、84人のホームレスが確認された。



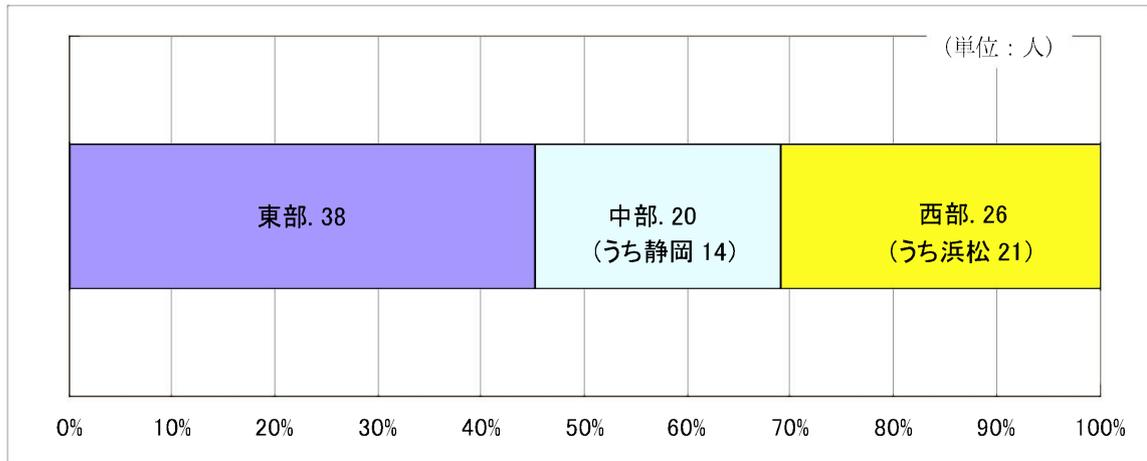
イ ホームレスの多い市町

県内のホームレスも全国と同様に都市部に集中しており、上位4市で全体の約7割以上を占めている。



ウ ホームレスが確認された地域

地域別では、84人のホームレスのうち、県東部地域が最も多く、38人（45.2%）が確認されている。

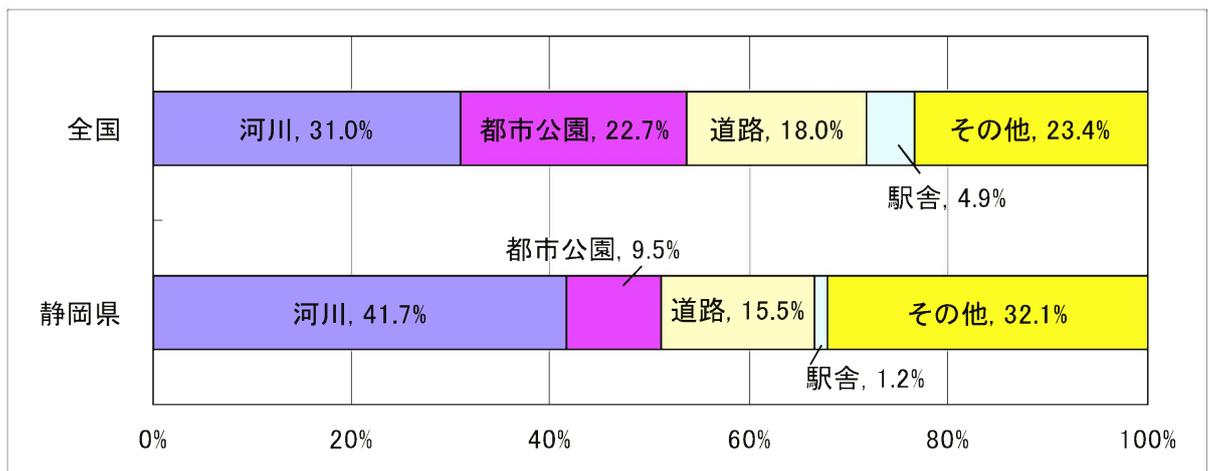


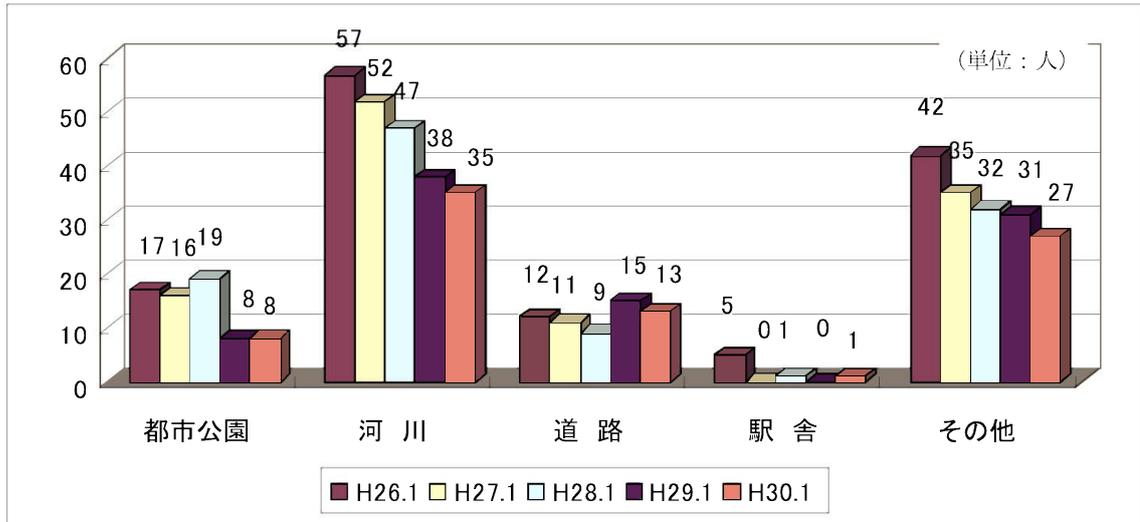
エ 起居場所別

全国の起居場所別では、河川で最も多くのホームレスが確認されており、その次にその他となっている。

本県は、全国と比較して河川に起居するホームレスが多く、都市公園や駅舎に起居するホームレスが少ない傾向にある。

過去5年間の傾向としては、道路のみ増加し、その他は減少している。



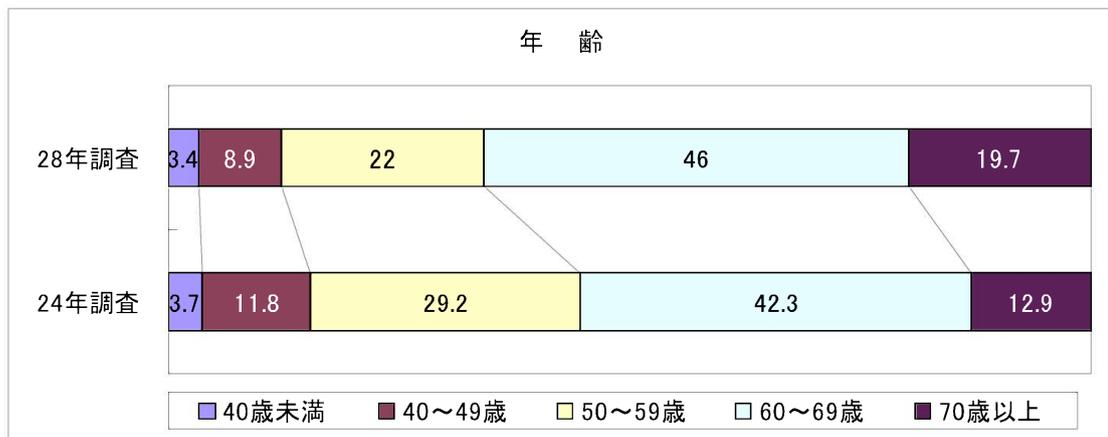


(3) 生活実態調査の結果（全国／平成 28 年調査）

「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」が5年に一度実施されている。平成28年の調査は、東京23区、政令指定都市等において約1,400人のホームレスを対象とした個別面接による調査が行われている。

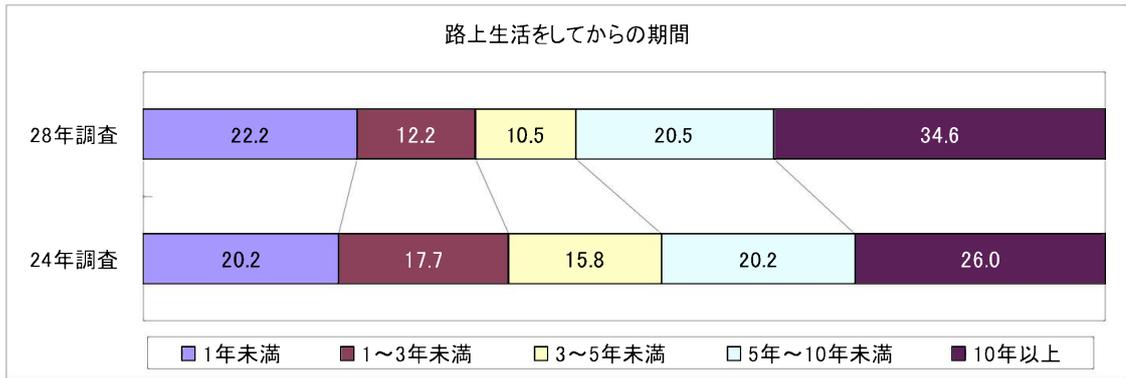
ア 年齢

平均年齢は61.5歳であり、前回調査(平成24年)の59.3歳と比較して2.2歳上昇し、ホームレスの高齢化の傾向がみられる。



イ 路上生活の期間

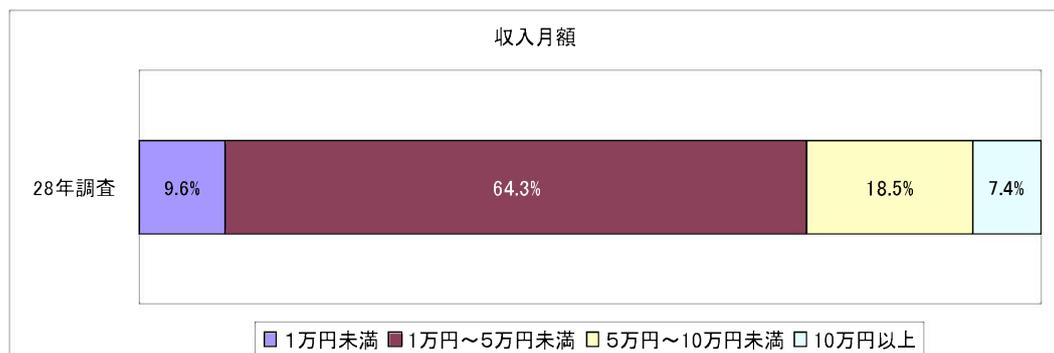
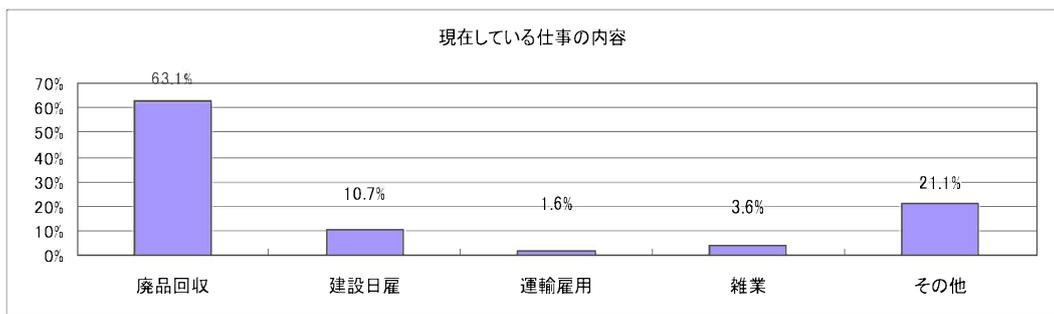
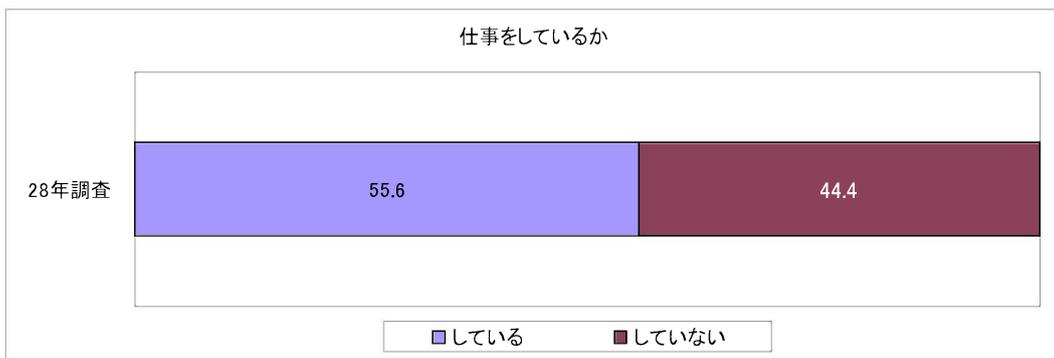
路上生活の期間は、5年以上の者が55.1%であり、前回調査の46.2%と比較して8.9ポイント上昇し、ホームレス生活の長期化の傾向がみられる。



ウ 仕事と収入の状況

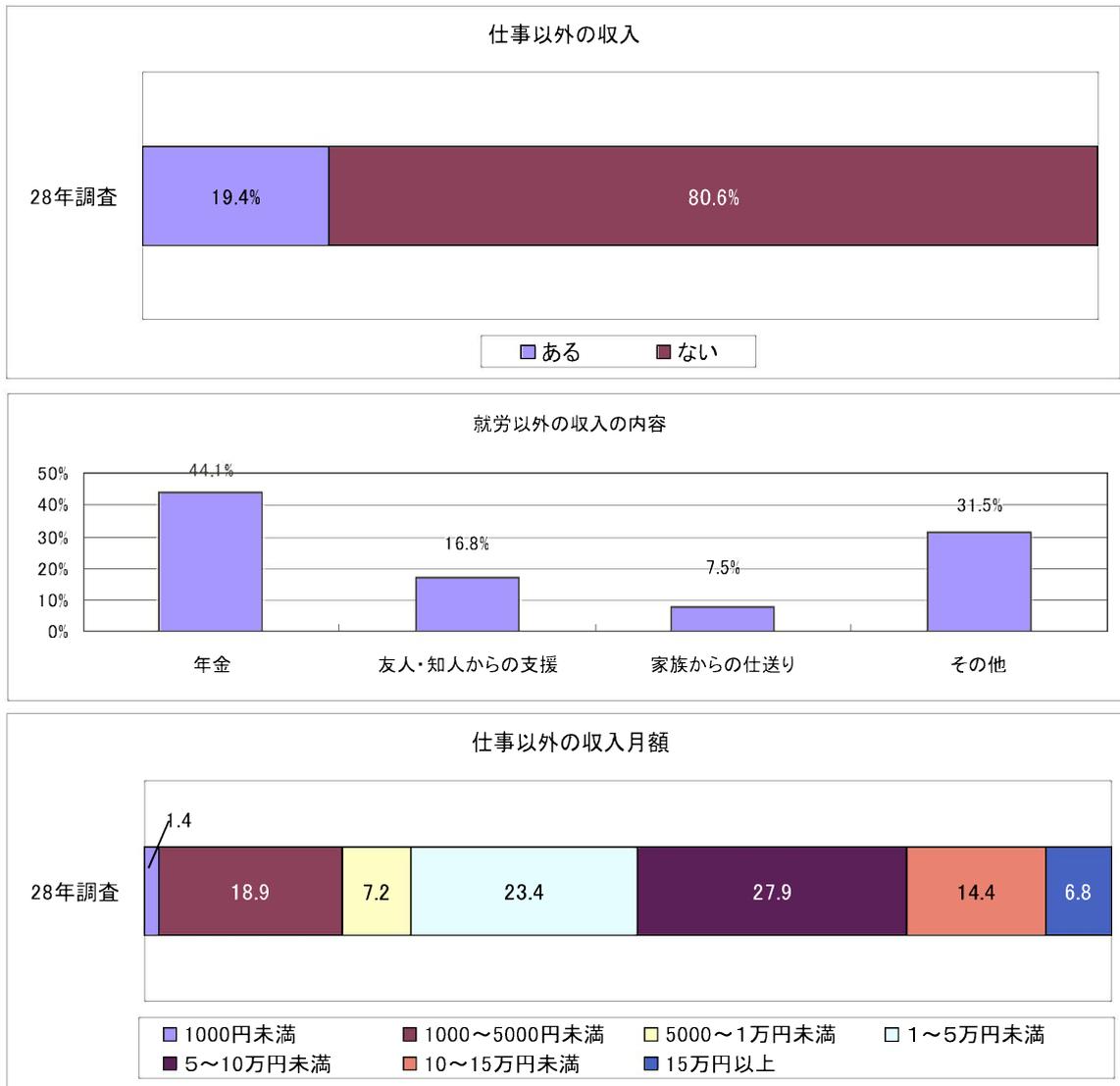
仕事をしている者は55.6%おり、主な内訳は「廃品回収」が70.8%と最も多い。

仕事による収入月額、5万円未満が73.9%であり、平均収入月額は3.8万円である。



エ 仕事以外の収入の状況

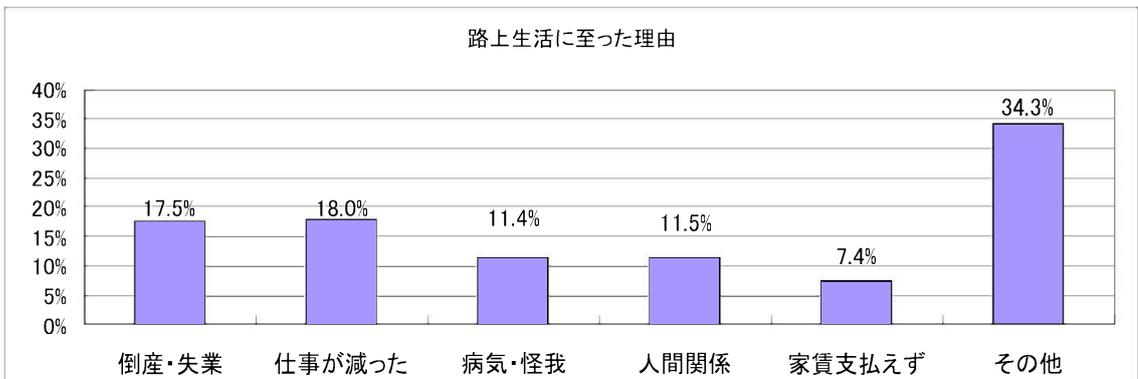
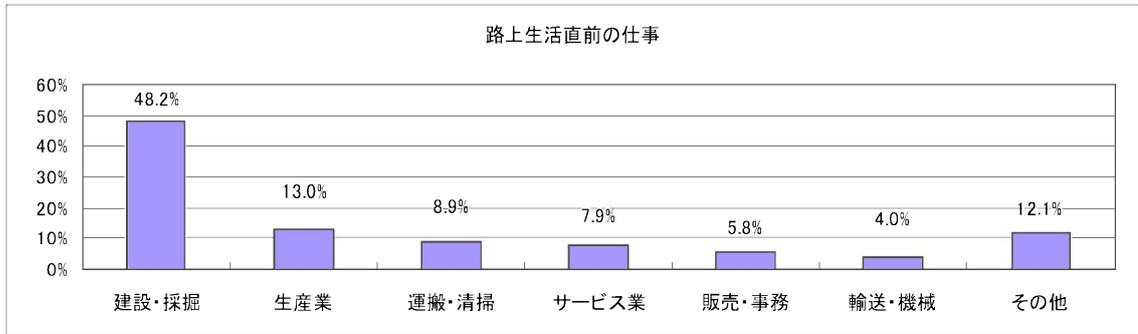
仕事以外の収入がある者は全体の19.4%となっており、その内訳は、年金収入が44.1%と最も多くなっている。また、収入月額は「5万～10万円未満」が最も多く、次いで「1万円～5万円未満」となっている。



オ 路上生活までのいきさつ

路上生活の直前の職業は、建設業関係者が約5割を占めている。

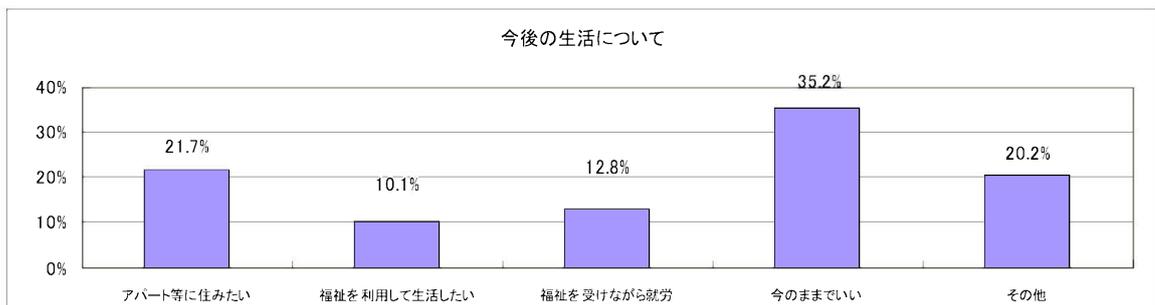
また、路上生活に至った理由は、倒産・失業が35.5%となっており、仕事の都合で収入が減少したことにより路上生活に至った者が多い。

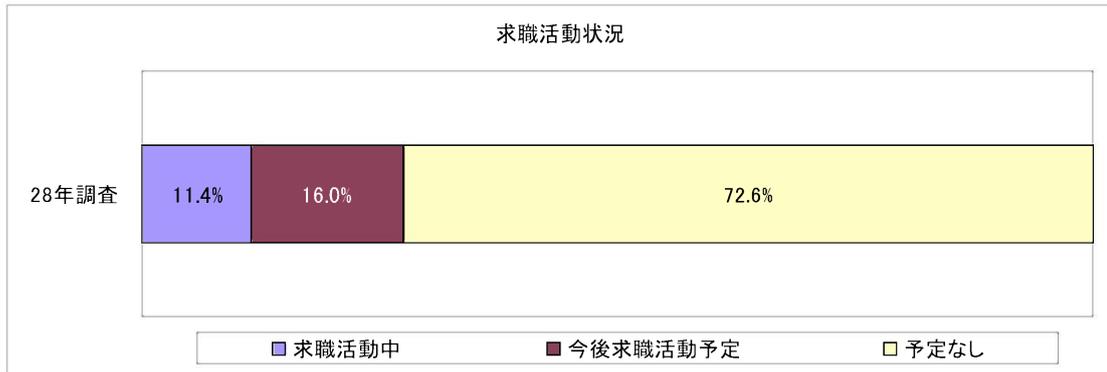


カ 今後の生活について

アパート等での生活を希望する者が約4割いる一方で、3割以上の者が「今のままでいい」と回答している。

また、求職活動については、7割以上の者が「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」と回答している。





(4) 県におけるこれまでの取組内容

ア ホームレスの自立に向けた支援のための施策

(7) 静岡県ホームレス自立支援等推進協議会及びホームレス自立支援等地域推進会議の開催

推進協議会において、ホームレスの自立支援に関する方針の検討や事業の進捗状況の把握を行うとともに、ホームレス自立支援担当機関と事業推進にかかる意見交換を行った。

また、地域推進会議において、地域におけるホームレスの自立支援等に関する情報交換を行った。

こうした会議を通じて関係機関のつながりを強化し、連携したホームレス支援を実施することができる体制を構築した。

(4) ホームレス等の巡回相談の実施

年末年始を中心に、国・県・市町・NPO団体等と連携しホームレス巡回活動を実施した。

巡回相談時に、生活保護、住居確保給付金、資金貸付、就労支援など様々な支援があることを伝え、ホームレス生活から脱却し、自立した生活を営めるよう相談支援を行った。

(4) ホームレス等の自立を支援するNPO等民間団体に対する助成

ホームレス等又は生活困窮者（地域において孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者〔ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者等〕）が地域社会で自立し安定した生活を営めるよう支援するため、ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業を実施するNPO等民間支援団体に対し、助成した。

イ ホームレス数の推移

平成30年1月の県内ホームレス数は84人となり、平成25年1月（5年前）と比較して76人（47.5%）減少した。

	H25.1	H26.1	H27.1	H28.1	H29.1	H30.1
本 県	160	133	114	108	92	84
人口10万人当たり ホームレス数	4.29	3.58	3.09	2.92	2.50	2.50
全 国	8,265	7,508	6,541	6,235	5,534	4,977
全国順位	9位	9位	10位	10位	10位	10位

（出典：ホームレス概数調査（厚生労働省））

(5) ホームレスの傾向

(県内の傾向)

- 県内では、平成 30 年 1 月に、84 人のホームレスが確認されており、調査開始の平成 15 年の 465 人と比較して 381 人減少している。
 - ⇒ ホームレスの人数の増加の傾向は見られない。しかし、ホームレス生活の長期化の傾向がみられることから、今後も継続した支援を行うとともに、これらの者への対策が必要である。
- 県内のホームレスは、沼津市、浜松市、富士市、静岡市の 4 市で全体の約 7 割を占めており、一定の都市部に集中している傾向にある。
 - ⇒ ホームレスの多い都市については、重点的なホームレス対策が必要である。
- 起居場所別では、河川の占める割合が最も多く、全国の割合と比較しても高い傾向にある。
 - ⇒ 河川にいるホームレスは、長期化する傾向が強く、また、洪水の危険もあるため、河川関係課と連携し、定期的な巡回活動により生活保護を含めた積極的な福祉の支援が必要である。

(全国の傾向)

- 平成 28 年のホームレスの平均年齢は 61.5 歳で、前回調査（平成 24 年度）から 2.2 歳上昇しており、全国的にホームレスの高齢化が進んでいる。また、前回調査を 8.9%ポイント上回る 55.1%が 5 年以上路上生活をしており、ホームレス生活の長期化が進んでいる。
 - ⇒ 路上生活が長期化すると、脱却が難しくなる傾向があるため、できる限り早期に自立につながる支援を行うことが重要である。
 - また、長期の路上生活や高齢により栄養状態や健康状態の悪化している場合があるため、必要に応じ医療機関への搬送や生活保護の適用等、必要な措置を講ずる必要がある。
- 今後の生活について、3 割以上のホームレスが「今のままでいい」と回答しており、これらの者がホームレス長期化の要因の 1 つであると考えられる。
 - ⇒ 「今のままでいい」と考えている者に対しては巡回相談の頻度を増やす等、粘り強い巡回活動等により社会生活に復帰させることが必要である。

第4 各機関の役割と連携

自立支援等を推進するために、次のとおり役割分担と推進体制を定め、関係機関の連携の下で効果的な事業展開を図るものとする。

(1) 各機関の役割

ア 県の役割

県は、県内の自立支援等の事業の進行管理と調整を行う「静岡県ホームレス自立支援等推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置するとともに、ホームレスが多く存在する地域の県健康福祉センターごとに「ホームレス自立支援等地域推進会議」（以下「地域推進会議」という。）を設置し、地域における事業推進に関する関係機関の連携・調整等を行う。

また、県は市町の事業を支援しつつ、広域的な事業の展開を図る。

イ 市の役割

市は、ホームレスに対する各種相談や自立支援のための施策を自らが中心となって実施することとし、就労施策や住宅施策等、ホームレスの事情に応じた総合的な施策を、県及び関係機関との連携の下に実施する。

なお、政令指定都市にあっては、県が設置する地域推進会議と同様の推進体制を整備する。

ウ 町の役割

町は、一次相談窓口として、ホームレスからの相談に応じ、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）に適切につなぐ。

また、必要に応じ、自立相談支援機関と連携しホームレスの自立支援の施策を実施する。

エ 関係機関の役割

ハローワーク、公共施設等の管理者、警察署等の関係機関は、自らの事業を展開する中で、この推進方針に基づく自立支援等に関して県及び市町に協力するものとする。

オ 関係団体の役割

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を活用し、自立支援等に関する事業を行うよう努めるとともに、県及び市町が実施する事業についても協力を行うよう努めるものとする。

(2) 推進体制

ア 推進協議会

この推進方針を円滑に進めるため、推進協議会を設置する。

推進協議会は、別表1の機関により構成し、事務局は県健康福祉部地域福祉課に置く。

推進協議会は、各年度における事業の進捗状況の把握を行うとともに、事業推進にかかる各機関の連携・調整を行う。

イ 地域推進会議

ホームレスが多く存在する県健康福祉センターごとに地域推進会議を設置し、事業推進における各機関の連携・調整を行う。

地域推進会議は、原則として、その地域に所在する別表2の機関で構成し、事務局を県健康福祉センターに置く。

第5 推進方策

ホームレスの抱える複雑多様な問題解決のために、人権の擁護に配慮しながら、生活相談や就業機会の確保、安定した居住場所の確保、保健医療の確保、生活保護の実施の取組等を適切に組み合わせ、個々のホームレスの事情やニーズに合わせた総合的な支援を行うとともに、ホームレスに起因するトラブル防止のために、良好な生活環境の確保及び地域福祉の推進を図る。

(1) 生活に関する相談の実施

ホームレスの路上（野宿）生活からの脱却のために、生活上の課題全般について生活相談を実施し、自立支援等について助言・指導を行う。

ア 自立相談支援事業による生活相談の実施

県及び市は、支援法に基づく自立相談支援事業において総合相談窓口を設置し、ホームレスの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状態に応じた支援計画を作成し、必要な支援の提供につなげる。

町は、一次相談窓口として、ホームレスからの相談に応じ、自立相談支援事業を実施する機関に適切につなげる。

イ 巡回相談の実施

自立相談支援機関は、地域の実情に応じて県、市町、施設管理者等と連携して、地域ごとに巡回相談を実施し、個々のホームレスの事情に応じた各種相談支援を行うとともに、公共施設等の適切な利用について働き掛けを行う。

また、必要に応じて、健康、就業、居住、生活福祉、公共施設管理者等の関係機関が連携して総合的な相談対応ができる巡回相談を行う。

ウ 専門相談の実施

巡回相談等を実施する中で、高齢者や障害者等、福祉分野における専門的な機関による相談が必要な場合は、それぞれの専門機関への紹介を行い、より適切な相談支援を行う。

また、多重債務等の法律上の課題がある場合は、弁護士等によるアドバイスに基づく助言・指導につなげ、女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。

(2) 就業機会の確保

ホームレスの自立を阻害する最大要因である経済的困窮の解決のため、就労意欲のある者に対して、安定した雇用の場の確保や職業能力の開発等についての相談支援を行う。また、県や民間団体等により構成される雇用推進のための協議会等を活用し、ホームレスの就業に向けた方策が総合的に展開できるよう努める。

ア ホームレスに関する事業主への啓発

ホームレスの雇用・就労の場の確保のためには、雇用する事業主の理解が重要であることから、県は、経済団体、商工団体等へホームレスの就業についての協力依頼や啓発活動を実施する。

イ 求人情報の収集と提供及び職業紹介

自立相談支援機関は、ハローワークの協力を得て、就労可能な就職先についての情報を収集するとともに、ホームレスに対して求人情報等を提供し、自立を促す。

ハローワークは、自立の意思のあるホームレスに対し、職業相談、職業指導を行い、その希望、能力等の把握を行った上で、適切な職業紹介を行う。

その際、ホームレス等の短期間の試行的な雇用を通して、その適性、能力等を見極め、その後の常用雇用への移行や就業のきっかけづくりを行うトライアル雇用事業の活用を図る。

ウ 職業訓練等の実施

県は、公共職業能力開発施設等で行う職業訓練や再就職セミナーの実施により、自立意思の強いホームレスに対して、技能習得等の機会を提供する。

エ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対する支援

直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地域の実情に応じて、支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前提に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

就労する意欲はあるものの失業状態にある者に対して、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

(3) 安定した居住場所の確保

ホームレスの自立のためには、就業の場の確保とともに、生活の拠点となる安定した居住場所を確保することが必要なため、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能なホームレスに対して、各種住宅への入居に関する相談支援を行う。

ア 低廉な賃貸住宅に関する情報提供

市町は、民間賃貸住宅に関わる団体等と連携を図り、ホームレスが入居しやすい低廉な民間賃貸住宅についての情報収集を行うとともに、自立の意思のあるホームレスにその情報を提供する。

イ 公営住宅の優先入居制度の活用

県及び市町は、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の優先入居の制度の活用等に配慮する。

また、必要に応じて、公営住宅への一時的な入居を可能とする目的外使用許可の活用を図る。

ウ 住居確保給付金の支給

ホームレスのうち、支援法に基づく住居確保給付金の要件に該当する者に対しては、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行う。

エ 一時生活支援事業による宿泊場所の提供

ホームレス等、一定の住居を持たない者から相談を受けた市町は、必要に応じ、安定した住居を確保するまでの期間、一時的な宿泊場所や食事及び衣類の提供等の支援を行うように努める。

(4) 保健医療の確保

巡回相談等を通じ、健康に関する不安を抱えるホームレスに対して、健康相談・健康指導等を実施し、保健医療の確保に関する支援を行う。

ア 保健所等による健康相談、保健指導等

県及び市町は、地域の実情に応じて自立相談支援機関と連携し、また、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職の同行による巡回相談等を通じ、健康に不安のあるホームレスの健康相談及び保健指導を実施し、医療的視点に基づき、ホームレスの衛生状態の保持や健康維持、疾病予防を図る。

また、心のケアが必要なホームレスに対しては、精神保健福祉センター等関係機関と連携して健康相談等を実施していく。

保健指導の中で、検診や治療の必要がある場合は、医療機関への受診につなげ

る。

イ 結核患者に対する指導

保健所は、結核に罹患しているホームレスに対しては、感染症法により、適切な医療機関への受診につなげ、服薬や医療の中断等による不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防止するため、防止するための訪問指導等を実施する。

ウ 医師、歯科医師の診療に応ずる義務についての周知等

県は、ホームレスの医療を確保するため、医師法や歯科医師法に定める診療に応ずる義務の趣旨について、医療関係団体の協力を得て医療機関へ周知するとともに、無料低額診療事業の活用が図られるよう関係者等に協力要請を行う。

(5) 個々の事情に応じた支援

ホームレスとなるに至った要因は、失業、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破綻、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、効果的な支援を実施する。

ア 長期路上生活者に対する支援

路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等により社会生活に復帰させるための支援を行う。

なお、一度ホームレスとなり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があるため、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、自立につながるよう支援を行う。

イ 若年層のホームレスに対する支援

若年層のホームレスに対しては、就労する意欲はあるものの失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難な者に対しては、地域の実情に応じて就労準備支援事業や就労訓練事業による支援を実施する

ウ 女性のホームレスに対する支援

女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。

このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け、弱い立場に置かれやすい者に対しては、必要な配慮を行う。

エ 家計改善支援事業の利用

債務や滞納等を抱えているホームレスについては、地域の実情に応じて家計管

理の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援など）などを行う支援法に基づく家計改善支援事業の利用を促す。

(6) 未然に防止するための支援

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的である。そのため、就業や生活福祉資金、住居確保給付金、生活保護等の制度を活用し、関係機関が連携して、適切な相談窓口につなげるなど、ホームレスとなることを未然に防止するための取組を進めていくことが必要である。

ア 相談窓口の周知

ホームレスになる前の段階で必要な支援を受けられるよう就業や生活福祉資金、自立相談支援機関、生活保護等の相談窓口の周知を図る。

イ 各種支援の活用

ホームレスとなる前に、生活福祉資金や住居確保給付金、生活保護、公営住宅の情報提供等の各種支援を行うことにより、ホームレスとなることを未然に防止するよう支援する。

ウ 訪問による見守り、生活支援の実施

ホームレスから自立後も、地域で安定した生活が継続できるように、一定期間、訪問による見守りや生活支援等を実施することにより、再びホームレスになることを未然に防止するように努める。

(7) 生活保護等の実施

病気等により急迫状態にあるホームレスに対し、行旅病人としての救護や職権保護の適用を行うとともに、最低限度の生活を維持できないホームレスについて、要否判定に基づき生活保護を適切に実施する。

ア 緊急に行うべき援助

福祉事務所は、病気等により急迫状態にある人や要保護者が医療機関に緊急搬送された場合には、状況を把握した上で行旅病人としての救護を行うほか、保護を要する場合には職権により生活保護を適用する。

また、治療後に再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう退院時に適切な自立指導を実施する。

イ 生活保護の実施

福祉事務所は、ホームレスのうち、資産、稼働能力等の活用を図っても最低限度の生活が維持できない者に対しては、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日付け社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、生活保護相談を実施し、本人の申請に基づき要否判定を行った上で、生活保護を適用する。

その際、ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）から見て、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設等において保護を行う。この場合、関係機関との連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための就業機会の確保や療養指導、金銭管理等について必要な支援を行う。

居宅生活が可能であると認められる場合については、その者の状況に応じて居宅での保護を行う。この場合、再びホームレスに戻ることのないよう、居宅生活を継続するための支援や居宅での自立した生活を維持するための就業支援等を行う。

(8) 人権の擁護

ホームレスの実情を理解し、偏見や差別を解消するため、県民や地域住民を対象に啓発活動を推進し、人権擁護を図る。

ア 人権の啓発

県及び市町は、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するため、意識啓発のための講演会等の開催などにより、人権尊重思想の普及啓発を図る。

イ 発生事案への適切な対応

市町は、ホームレスに対する通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等が生じた場合は、警察や人権擁護機関・人権相談機関を通じ、発生事案への適切な対応を行う。

ウ 研修等の実施

県及び県社会福祉協議会は、民生委員や社会福祉協議会職員の研修等において、ホームレスの人権等についての研修を行う。

(9) 良好な生活環境の確保

ホームレスと地域住民等とのトラブルの防止や解消を図るため、ホームレスの人権に配慮しつつ、各機関が協力して、地域社会における良好な生活環境の確保を図る。

ア 生活環境の改善

市町は、ホームレスと地域住民等とのトラブルが発生した場合は、関係機関と協力してその適切な解決を図る。

都市公園その他公共の用に供する施設を管理する者は、ホームレスの起居により適正な利用が妨げられているときは、自立支援と連動し、ホームレスの人格に配慮しながら、施設の適正な利用を働き掛ける。

施設の適正な利用の確保のために必要な場合は、施設内の巡視やホームレスに対する物件の撤去指導を行う。また、施設整備等から必要な場合は、法令の規定に基づき施設からの退去・移動の監督処分等を行う。

イ 地域における安全の確保等

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るために、警察は、ホームレスの人権へ配慮しながら、地域住民の協力を得て、地域安全活動を展開するほか、指導・取締り等を実施する。

緊急に保護が必要な場合は、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、その都度関係機関へ引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

ウ 洪水等の災害時における対応

洪水等の災害時に河川等に起居するホームレスに危険が及ぶ事態が想定されることから、公共施設管理者と市町等関係機関との間で連絡調整し、配慮した対応に努める。

(10) 民間団体との連携

ホームレスの自立を支援するためには、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等との連携が不可欠であるため、これらの団体と連携し、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施する。

ア 関係機関との連携

県、市町及び自立相談支援機関は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等と意見交換を行う。

また、県は、推進協議会を設置し、県内のホームレスに関する各種の課題について情報の共有を図るとともに、具体的な対策について検討する。

イ 民間団体に対する情報提供等

県、市町は、民間団体に対して、必要に応じ各種施策や取組についての情報提供を行うほか、各団体からの要望・相談に対して協議を行う等各種の支援を行う。

ウ 民間団体に対する事業委託

県、市町が行う施策について、必要に応じ民間団体に委託・補助を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(11) 地域福祉の推進

ホームレスの自立支援等を円滑に進めるためには、地域住民全体がその地域における福祉分野の課題に関心を持ち、常にその解決に取り組んでいく姿勢が重要であることから、地域住民の広汎な参画の下で地域福祉活動の一層の充実を図り、ホームレスを生まない地域づくりを進める。

ア 地域福祉計画の進行管理

市町地域福祉計画と県地域福祉支援計画に基づき、自立生活が困難な人々を身近な地域で支援する体制づくりを行うとともに、住民参加によるきめ細かな福祉施策の展開を図る。

イ 地域関係団体の活動促進

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動を促進するとともに、これら団体等と連携・協働を進め、地域での支え合いや生活困窮者への支援、日常生活自立支援事業等、地域福祉の推進を図る。

ウ 日常生活自立支援事業の活用

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の促進を図る。

第6 推進方針の管理

この推進方針は、特別措置法第9条に基づく実施計画として位置付けることとし、その推進期間を定めるとともに、推進方針に基づく事業の推進状況を毎年度把握・評価することにより効果的な展開を図ることとする。

(1) 推進方針の期間

この推進方針の計画期間は、平成31年4月1日から5年間とする（ただし、この期間中に特別措置法が失効した場合は法の失効する日までとする。）。なお、特段の事情がある場合は必要な見直しを行う。

(2) 進捗状況の管理

この推進方針の進捗状況については、毎年度、ホームレス数の増減や自立支援等の実施状況等を取りまとめ、推進協議会の場においてその評価を行い、事業実施において配慮する。

(別表 1) 静岡県ホームレス自立支援等推進協議会

静岡県くらし・環境部	建築住宅局公営住宅課
静岡県健康福祉部	福祉長寿局地域福祉課
	福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室
	医療健康局医療政策課
	医療健康局疾病対策課
	医療健康局健康増進課
静岡県経済産業部	就業支援局雇用推進課
静岡県交通基盤部	道路局道路保全課
	河川砂防局河川砂防管理課
	港湾局港湾企画課
	都市局公園緑地課
静岡県警察本部	生活安全企画課
静岡労働局職業安定部	職業対策課
静岡市保健福祉局長寿局健康福祉部	福祉総務課
浜松市健康福祉部	福祉総務課
富士市福祉子ども部	生活支援課
沼津市市民福祉部	社会福祉課
静岡県社会福祉協議会	
静岡県民生委員児童委員協議会	

(別表 2) ホームレス自立支援等地域推進会議

県健康福祉センター	ホームレス対策担当課
県土木事務所	公共施設管理担当課
市町（政令指定都市を除く。）	福祉担当課、公営住宅管理者 救護施設、公共施設管理者
ハローワーク	
警察署	
市町社会福祉協議会	
市町民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員
その他の団体	ボランティア、NPO

ホームレスの自立支援等に関する推進方針の施策体系

